

平成 29 年度第 1 回青森市指定管理者選定評価委員会（会議概要）

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 8 日（月） 13：30 ～
- 2 開催場所 青森市役所本庁舎 2 階庁議室
- 3 対象施設 青森市民体育館 青森市民室内プール 青森市屋内グラウンド
青森市営野球場 青森市営庭球場 青森市スポーツ会館
青森市スポーツ広場
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 横内 修（市民政策部理事次長事務取扱）
副委員長 加藤 文男（総務部理事次長事務取扱）
委員 岸田 耕司（財務部次長）
委員 永澤 治（農林水産部次長）
委員 岩船 彰（青森中央学院大学教授）
委員 西村 晴夫（東北税理士会青森支部税理士）
 - (2) 施設所管課 教育委員会事務局 文化スポーツ振興課 課長 木村 久美子
主幹 澤 拓生
主査 雪田 寿人
 - (3) 制度所管課 市民政策部 政策推進課 課長 船橋 正明
主幹 高野 新
主事 小笠原 誉史
主事 畑井 裕樹
- 5 欠席者
選定評価委員 委員 長谷川 敬（浪岡事務所次長総務課長事務取扱）
- 6 案件 平成 30 年度指定管理者制度導入の適否について

7 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。

- (1) 指定管理者導入の適否：適
- (2) 指定期間：5年
- (3) 利用料金制：なし
- (4) 募集形態：公募
- (5) グルーピングの適否：適（7施設の一括公募とする）

8 主な質疑内容

委員：次回の募集の課題のところ、コンソーシアムによる指定管理の方針が明確に示されていないとあるが、具体的にどのようなことか。

所管課：協定書でも明記されていないので、市の財務規則に準拠するべきと考えているが、企業は企業で会計の規則を持っていることから、相容れない部分があり苦慮している。また、会計の明確化という部分でも難しいところがある。

委員：委託したときの個別の実績報告をとっていないのか。

所管課：指定管理料をこれに使いましたという内訳はいただいているが、照合するための書類が各社の規定により整備されているものもあれば、そうでないものもある。

委員：指定管理料がはっきりと色分けされていれば問題なく、仕組みの問題ということか。

所管課：その通りである。

委員：前回の公募の結果、指定管理者が変更になったが、プラスの効果としては何があったか。

所管課：利用者数に関しては、前の指定管理者よりも確実に増えており、それだけ機会を提供していると考えている。

委員：指定管理期間についてはやはり5年は必要か。

所管課：継続性と安定性を確保していくということを考えて5年としている。

委員：グルーピングはこれで良いのか。

所管課：野球場やスポーツ広場などの屋外施設などは期間が定まっているので、人員を流動的に配置することができるという点で、このグルーピングで最適と考えている。

委員：仕様書の中に13万円までの修繕は指定管理者がするとあるが、実際に指定管理者が積極的に修繕をしているのか。

所管課：日常的に簡易なものであれば指定管理者が実施している。

委員：新電力導入による効果はいくらか。

所管課：約846万円縮減されている。